

意見書

2009年9月7日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 様

〒150-0002

とうきょうとしぶやくしぶや ぜんこくふじんかいかん1かい

東京都渋谷区渋谷1-17-7 全国婦人会館1階

とくていひえいりかつどうほうじんとうきょうとちいきふじんだんたいれんめい

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟

かいちょうかわしまかすみこ

会長 川島霞子

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 第 4 章 ツウシンプラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

### 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化

#### (1) 移動網の通信プラットフォーム機能

#### 2) 検討対象

##### ①課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能

昨今、公式コンテンツ利用料が大変に高額になり、支払えないという相談が、消費生活相談に寄せられています。携帯電話事業者による課金は便利な機能ではありますが、翌月の料金請求まで、コンテンツ利用料が幾らになったかがわかりにくい仕組みです。最近では、通信料においては、定額料金を利用しなかった利用者が、思いがけず高額パケット代が請求されるという事態を防ぐために、料金がある限度額を超えるとユーザーに注意喚起が行われていますが、コンテンツの利用ではその制度はとられていません。

今後、回収代行機能の拡大を事業者間で検討する場合には、利用者保護の視点を大切にした制度となるよう、丁寧な検討が行われることを要望します。

##### ⑤携帯電話のEメール転送機能

携帯電話の番号ポータビリティ制度の利用が予想以上に進まないのには、幾つかの課題が存在するからであると考えます。下記の 3 点につき、利用者の視点にたった検討をお願いします。

- ・ 携帯電話会社変更時を含め契約を解除するときに、契約解除料の支払いが必要となる割引サービスが広く普及しています。特に 2 年等で契約の期間を区切り、区切り以外での解約には解除料を発生させている現行の仕組みには大きな問題があると考えます。初めの 2 年の拘束の後には、中途の解除料を発生させるべきではありません。金額の見直しや、契約更新後の解除料無料化など、利用者が安心して契約できるよう、改善を望みます。
- ・ 携帯電話会社変更時にメールアドレスが変更となるため、変更後すぐにメールアドレスが変わったことを周知する必要があり不便です。最近ではアドレス帳にたいへんに多くの登録をしている利用者が増えています。一括お知らせサービスではなく、順次、アドレス変更通知をメールで行うのには、時間と手間がかかります。今回の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）の中で、メール転送サービスについて記載があり、検討が各事業者間で行われているとのことですが、利用者がわかりやすいよう、どの携帯電話会社であっても同様のメール転送サービスが利用できる形で早期の導入を望みます。

- ・ 携帯電話会社変更時に、それまで利用していたコンテンツが解約となり、利用できなくなってしまうことがあり、利用者の権利が損なわれています。携帯電話会社変更後も契約が継続となり、引き続きコンテンツを利用できるよう改善を望みます。